

## 審査基準

申請内容が証明人及び家族等で既に手帳又は受診者証を所持している者の申請内容と矛盾する点はないか確認した上で、申請人及び関係者に対して電話等により事情聴取を行うことにより上記の対象者にあてはまるか否か、申請内容に信憑性があるか否かを個別に判断する。

### ※別表第1

- 1 広島県山県郡安野村のうち、島木及び段原
- 2 広島県佐伯郡水内村のうち、津伏、小原、井手ヶ原、矢流、草谷、古持、森、下井谷、門出口、木藤及び恵下
- 3 広島県佐伯郡河内村のうち、魚切、中郷、下城、上小深川及び下小深川
- 4 広島県佐伯郡石内村
- 5 広島県佐伯郡八幡村のうち、利松、口和田及び高井
- 6 広島県安佐郡久地村のうち、宇賀、高山、本郷下、本郷中、三国、魚切、本郷上、小野原中、名原、小野原上、境原及び幸ノ神
- 7 広島県安佐郡日浦村のうち、毛木二
- 8 広島県安佐郡戸山村
- 9 広島県安佐郡安村のうち、長楽寺及び高取
- 10 広島県安佐郡伴村
- 11 長崎県西彼杵郡福田村のうち、柿泊郷、中浦郷、手熊郷及び上浦郷
- 12 長崎県西彼杵郡式見村のうち、向郷、木場郷及び牧野郷
- 13 長崎県西彼杵郡三重村のうち、詰ノ内、白髪及び遠木場
- 14 長崎県西彼杵郡時津村
- 15 長崎県西彼杵郡長与村（高田郷及び吉無田郷を除く。）
- 16 長崎県西彼杵郡矢上村のうち、現川名、田川内、薩摩城、中尾及び矢筈
- 17 長崎県西彼杵郡日見村のうち、河内名
- 18 長崎県西彼杵郡茂木町のうち、田手原名、木場名及び田上名